

鹿屋市先端設備等導入計画認定要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市先端設備等導入計画認定要綱（平成30年鹿屋市告示第218号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

第7条第2項を削り、同条第3項中「第1項に規定する」を「前項に規定する」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。